



財団法人 日本ビルディング経営センター
協力：社団法人日本ビルディング協会連合会

平成19年度 通信教育

ビルマネジャー／プロパティーマネジャー養成講座 ビル経営管理講座

JAPAN BUILDING MANAGEMENT INSTITUTE



新時代に躍進するビル経営のスペシャリスト

- テキスト：①『企画・立案』、②『賃貸営業』、③『管理・運営』の3科目に再編されました。
(「ビル経営管理士試験」科目に対応)
- 受講期間：平成19年6月から9月の4カ月間です。
- 修了者はビル経営管理士試験の一部が免除されます。
- 厚生労働省「教育訓練給付制度(4割給付)」対象講座です。
- 1980年以来、約6,500名(約2,000社)の受講実績があります。

「ビル経営管理講座」のご案内

受講対象者

ビルの経営管理に関心のある方は、どなたでも受講できます。

履修期間

平成19年6月1日～9月30日

- ・平成20年度までに限り、期間の延長ができます。
- ・履修期間の延長の場合、「教育訓練給付制度」の利用はできません。

講座概要

テキスト：6月の講座開講時に「ビル経営管理士試験」に対応した3科目のテキスト計6冊を一括配布
①『企画・立案』編、②『賃貸営業』編、③『運営・管理』編（各編、上・下巻2冊）。

添削指導：講座3科目の記述問題を出題し添削指導を行います。

スクーリング：テキスト執筆者等の方々による学科内容の解説・補足の講演を実施します。
やむを得ない理由により出席できなかった場合、CD-ROM（有料配布）による受講も可能です。
（9月3日～5日の3日間開催を予定しています。）

修了証：添削問題の成績、スクーリングの出席により、修了証を交付します。

資格付与：修了者には「ビル経営管理主任（Affiliated Building Manager）」の称号を付与します。

受講中の特典

- ・センター機関誌『いしずえ』（1年分4冊）が無料で配布されます。
- ・センター主催「特別研究セミナー」参加料等に優待割引が適用されます。
- ・Eメール等によるセミナー開催案内等の情報提供が受けられます。

受講料

126,000円（受講料120,000円+税6,000円）

受講料には、教材（テキスト他）、添削指導料、スクーリング参加費を含みます。

※教育訓練給付制度を利用される方は、修了後、ハローワーク（公共職業安定所）への申請により
受講料の一定割合が支給されますので、受講申込の際に、申込書該当欄にその旨を記入して下さい。
なお、受講料は一括払いとなります。

申込方法

「受講申込書」に必要事項をご記入の上、当センターまで郵送でお申込み下さい。

申込み受付後、受講票を発行いたします。

受講料のお支払いは、原則、申込みと同時にセンター指定の銀行口座にお振り込み下さい。

【振込銀行】

三菱東京UFJ銀行／丸の内支店・普通預金 4608733

口座名／財団法人日本ビルディング経営センター

※振込手数料はご負担願います。振込用紙は銀行備え付けのものをお使い下さい。

■ビル経営管理講座テキスト詳細項目

※テキストのみの販売はしていません

「企画・立案」編

上巻

- 第1部：総論〔①ビル経営管理の意義と役割、②アセット・マネジメント、③ビル経営管理と倫理、④環境への対応、⑤リスクマネジメントと危機管理〕
- 第2部：ビル事業の企画〔①市場調査・分析、②基本計画の策定、③収支計画、④設計プロセス、⑤設計計画、⑥工事の発注と施工〕
- 第3部：ビル建設と法規制〔①都市計画法、②建築基準法、③その他の規制〕

下巻

- 第4部：賃貸事業の会計と税務〔①現代会計と税務の基本、②有形固定資産の会計と税務、③経営分析の手法〕
- 第5部：不動産と金融の融合〔①不動産投資理論概論、②資金調達、③不動産証券化、④REIT、⑤証券化の法制と税制〕
- 第6部：最新の動き
(参考) ビル経営の歴史

「賃貸営業」編

上巻

- 第1部：ビル賃貸借の法律関係〔①契約締結上の過失、②契約の成立、③賃貸借の主体、④賃料、⑤預託金、⑥契約期間と契約更新、⑦賃借人の義務(賃借人の権利)、⑧賃借人の義務(賃貸人の権利)、⑨賃貸借契約の終了、⑩当事者の変更(地位の移転)〕
- 第2部：賃貸借契約書作成の実務〔①概説、②賃貸借契約書の参考例、③参考例についての各条項の検討〕
- 第3部：所有と経営の分離に伴うビル経営の諸問題〔①概説②承諾のある転貸借③管理業務委託④管理業務委託契約書の参考例⑤信託〕
- 第4部：法制度の中のビル賃貸借〔①他人の不動産を利用する法律関係、②借地借家法、③抵当権、④保証、⑤債権譲渡、⑥倒産・再生の制度、⑦区分所有法、⑧消費者契約法、⑨個人情報・プライバシー、⑩宅地建物取引業法〕
- 第5部：ビルの事故による法的責任〔①概説、②民事責任、③刑事責任、④行政処分、⑤類型ごとの事故による責任〕
- 第6部：裁判所その他の第三者機関〔①供託、②公正証書、③裁判所〕

下巻

- 第7部：リーシング・マネジメント〔①賃貸企画業務、②テナント誘致業務、③契約管理業務、④テナント交渉業務、⑤テナント入退室関連業務〕
- 第8部：賃貸営業事例集
- ① 敷金返還請求権への質権設定
 - ② 賃料未払いに対する対策
 - ③ 賃料改定の手続と契約上の対応
 - ④ オーナーチェンジの場合の対応
 - ⑤ 賃借権譲渡・転貸への対応
 - ⑥ 定期建物賃貸借契約の場合の手続上の問題

「管理・運営」編

上巻

- 序論 プロパティ・マネジメント
- 第1部：PM業務〔①管理企画業務、②委託業者管理業務、③渉外業務(テナントクレーム管理・官庁対応)、④テナント管理業務、⑤事務業務、⑥ビル運営管理コスト、⑦資産管理業務〕
- 第2部：ビルメンテナンス(建築物と設備のメンテナンス)〔①建築物と設備概要、②建築物と設備のメンテナンス、③環境衛生の管理、④廃棄物管理、⑤警備業務、⑥駐車場管理業務、⑦エネルギー管理、⑧安全管理、⑨ビル管理に係る法制度、⑩建築物の環境評価と品質管理〕
- 第3部：コンプレックス(大規模建物の運営管理事例)〔①六本木ヒルズ、②丸ビル、③ららぽーと〕

下巻

- 第4部：ビルディング・ファシリティ(建築設備)〔①建築、②空気調和設備、③給排水衛生設備、④電気・通信設備、⑤防災設備、⑥昇降機設備、⑦駐車場、⑧セキュリティシステム、⑨ビル管理システム、⑩DHC 地域冷暖房、⑪ビル施設の変化、⑫省エネルギーシステム〕
- 第5部：コンストラクション・マネジメント〔①コンストラクションマネジメント、②エンジニアリングレポート(デュデリジェンス)、③ライフサイクルコスト(LCC)、④リニューアル(大規模修繕)工事、⑤改修工事事例〕

スクーリング内容——平成18年度の主な講座

※内容は一部変更される場合があります。

- 「不動産証券化の現状と基本知識」 / 講師：ジャパンエクセレントアセットマネジメント(株) 田辺信之
- 「ビル賃貸借の法律実務に関する重要問題」 / 講師：弁護士 渡辺晋氏
- 「リーシング業務の本質」 / 講師：U.A.P.M. Consulting, LLC 植野正美氏
- 「ビル事業に係る会計問題」 / 講師：公認会計士 徳田直志氏
- 「PMの役割と業務の指針」 / 講師：(株)PMアドバイザーズ 齋藤利雄氏
- 「複合物件のプロパティマネジメント～六本木ヒルズ」 / 講師：森ビル(株) 野口正之・福山寿幸氏
- 「ビル経営と環境管理」 / 講師：日本環境管理学会名誉会長 木村宏氏

ビル経営管理に必須の実務知識が習得でき 「ビル経営管理士試験」に即応した教育システム

不動産と金融の融合により不動産の証券化が進展し、ビル事業はかつて経験したことがない変革時期に入っています。即ち、所有者には証券投資家が登場し、事業運営ではアセットマネジメント (AM)、プロパティマネジメント (PM)、ビルメンテナンス (BM) の各業務で専門的能力が強く求められています。

歴史と実績のある本講座は、ビル経営管理の基本知識から不動産証券化等最新の実務知識を網羅しており、ビルマネジメントの体系的学習に最適です。

特徴

1

実務家養成の総合教育システム

講座は、各分野の専門家と大手デベロッパーをはじめとする実務家執筆によるテキスト学習、記述問題の添削指導及び第一線の講師によるスクーリングで構成され、ビルマネジメントの実務知識を体系的に短期間で習得できます。

特徴

2

「ビル経営管理士試験」に即応する講座内容

本講座は、ビル経営管理士試験に対応した内容であり、受験に最適です。ビル経営管理士は、不動産特定共同事業法における業務管理者になることができ、また不動産投資顧問業の人的要件を満たしています。

特徴

3

「ビル経営管理士試験」の試験科目が一部免除

本講座の修了者にはビル経営管理士試験で受講年度修了日より2年間、試験科目の内「総合記述」が免除されます。

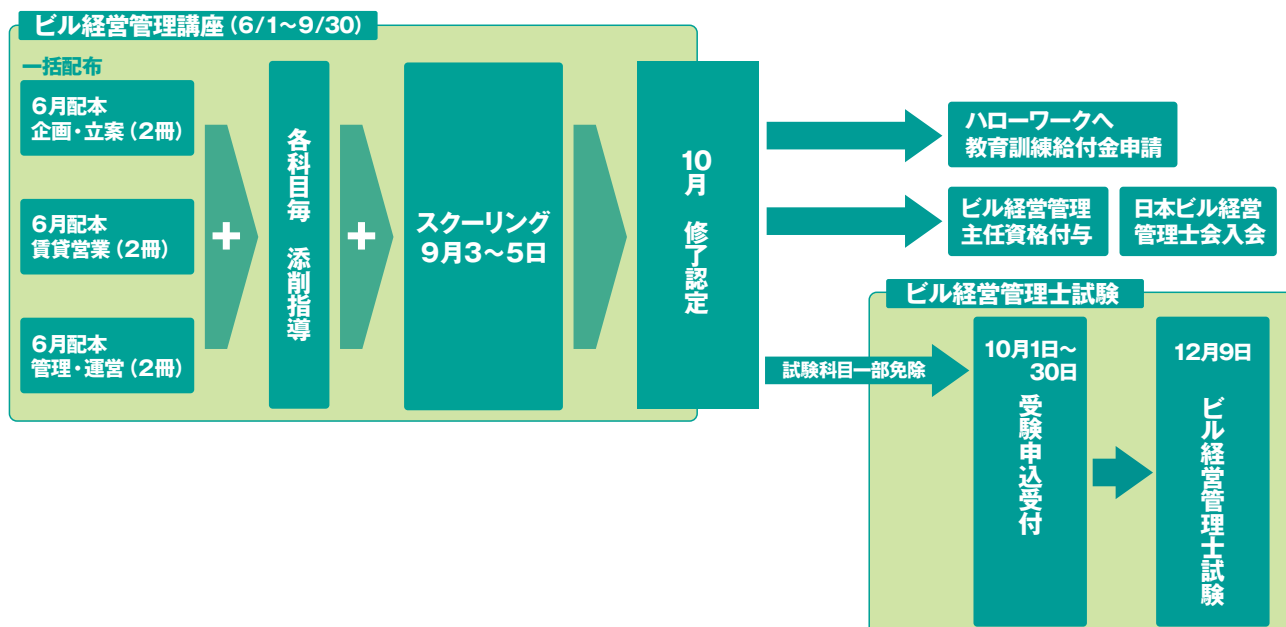
特徴

4

講座修了者は第一線で活躍

本講座は26年の実績があり、受講者は 2,000社・6,500人に及び、修了者はアセットマネジメント、プロパティマネジメント、ビルメンテナンス等の各分野で活躍中です。

受講日程



推薦の辞

ビル事業は、都市活動を支える基盤として、また、都市再生の原動力として大きな期待を集めております。しかし、近年における国際的な都市間競争の中で、いかに快適で便利な環境を提供するかが経営の成否を分けることになり、高度な情報機器への設備対応や周辺地域と調和した環境経営など、ソフト・ハードの両面にわたって、質の向上に絶えざる努力をしなければならぬ時代となっています。

日本ビルディング経営センターが実施している「ビル経営管理講座」は、昭和55年の開講以来、常にこうした時代の要請に応えるノウハウを提供して人材育成に成果を上げており、私ども日本不動産学会は、その功績に対し平成11年度に業績賞を授与いたしました。

本講座は、ビルオーナーはもとより、ビル管理会社、建築や設備の企業、不動産の証券化関連企業等、21世紀型経営が必要とされる幅広い企業にとって、従業員の人材育成に大いに役立つものと思います。さらに、個々人にとっても、能力主義・実力主義の時代における自己啓発の手段として、あるいは生涯学習の一環として身につけておくべき資格取得のために、必ず役立つものと確信しています。



社団法人日本不動産学会会長
梶 秀樹

本講座が社日本不動産学会の業績賞を受賞

ビル経営管理に携わる実務者の人材育成に寄付したことにより平成11年度受賞



受講者の声

相馬 剣之介氏 (森トラスト株式会社 経営企画部)

私が「ビル経営管理講座」を受講することになったのは、本講座は「ビル経営管理士」資格を取得するために最適な講座であること、ビル事業を体系的に学ぶよい機会であることから、会社より受講をすすめられたためです。

実務で関わっていない分野に関しても、わかりやすいテキストで自然に理解することができ、テキストごとの復習テストによる履修状況のカバーも大変役に立ちました。また、スクーリングでは不動産証券化等最新の動向についても学ぶことができます。

ビル経営管理士試験の広範な試験範囲を網羅できる本講座にて、体系的にビル経営管理業務を学ばれることをご推奨します。

仙石 弘氏 (株式会社セイビ 営業開発部)

テキストは実務に携わる専門家が執筆されており、「ビル経営のソフト部分」「ハードウェアとしての建築物」、また、昨今注視されている「リスクマネジメント」等については、日常業務に必要な知識を深めることができ、受講後も資料として有効に活用している。スクーリングの講義では、「PM・FMの業務改善コンサルティング」に関するものが非常に興味深く、今後の業務に活かせると感じた。

受講修了後、受講料の一定割合が戻ってくる 「教育訓練給付制度」とは……

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった（離職者）方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、その受講料の一定割合についてハローワークから支給される制度です。

●支給対象者

①雇用保険の一般被保険者

・受講開始した日において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

②雇用保険の一般被保険者であった方

・受講開始日において一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大4年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

●支給額

○受講料の40%（20万円限度）

・ビル経営管理講座の場合は50,400円（支給要件期間が5年以上ある方）。但し、支給要件期間が3年以上5年未満の方については、受講料の20%（10万円限度）となります（ビル経営管理講座の場合は25,200円）。

●支給申請手続き

○申請者と申請先

・受講した本人が、本人の住所を管轄するハローワークに、必要書類を提出します

○提出書類

- ①教育訓練給付金支給申請書（受講修了後センターが配布）
- ②教育訓練修了証明書（センターが発行）
- ③領収書（受講者本人支払いの受講料についてセンターが発行）
- ④本人・住所確認書類（運転免許証等官公署発行の証明書）
- ⑤雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証でも可能）

○申請の時期

教育訓練の受講修了日から起算して1ヶ月以内に支給申請手続きを行って下さい。

●お問い合わせ先

・受給資格の有無などの支給要件などについては、最寄りのハローワーク、もしくは勤務先まで。

☆要件は変更される場合もあります。

最新情報は厚生労働省ホームページで確認して下さい。

(<http://www.mhlw.go.jp/>)

教育訓練給付金の支給の対象となる 厚生労働大臣指定教育訓練明示書による講座内容

講座名：ビル経営管理講座	実施方法：通信 スクーリング（回数1回）
指定講座番号：13137-05001-3	講座創設年月日：昭和55年6月1日
教育訓練給付金対象講座の指定期間：平成20年3月31日まで	訓練期間：4ヶ月
平成17年度の講座実績（平成18年5月修了）：受講申込者数 256人 修了者数 161人	
ビル経営管理士試験受験状況：受験申込者数 40人 受験者数 37人 合格者数 29人 合格率 78.4%	

1. 「教育訓練目標」

- ①取得目標とする公的職業資格等の名称または能力評価試験などの名称、目標レベル：ビル経営管理士
- ②①に係る資格・試験等の実施機関：財団法人日本ビルディング経営センター
- ③当該資格等を取得するための要件または受験資格等
 - 受験資格：なし。
 - 試験合格後の登録要件
賃貸ビル（階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超えるもの）経営管理の業務に従事している者、又は今後賃貸ビル経営管理の業務に従事しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当する者
 - (1)賃貸ビル経営管理に関し3年以上の実務経験を有する者
 - (2)賃貸ビル経営管理に関し2年以上の実務経験を有する者であって、指定講座を修了した者
 - (3)不動産経営管理に関し5年以上の実務経験を有する者であって、賃貸ビル経営管理に関し2年以上の実務経験を有する者
 - (4)不動産経営管理に関し5年以上の実務経験を有する者であって、指定講座を修了した者
 - (5)不動産特定共同事業に係る業務に関し2年以上の実務経験を有する者
 - (6)不動産投資顧問業登録規程に基づく登録を受けた不動産投資顧問業に係る業務に関し3年以上の実務経験を有する者

④本講座の修了により習得できる技能・知識の内容及びその水準

■ビル経営管理士資格試験で求められるオフィスビル経営管理業務における基礎知識

■「賃貸オフィスビル経営管理に関し 2年以上の実務経験を有する者」と同等の技能・知識。

⑤当該技能・知識の習得が必要な職種・職務または就職が有利になる職種・職務：ビル経営管理、不動産投資等に関する業務

⑥当該習得された技能・知識が活用されている業界とその活用の状況：オフィスビル、ビルマネジメント、不動産ファンド、不動産投資顧問業等において、管理者として専門知識が活用されている。

2. 教育訓練の内容

■カリキュラム・使用教材

『企画・立案』編（上巻）総論・ビル事業の企画・法規制
『企画・立案』編（下巻）会計と税務・不動産と金融の融合
『賃貸営業』編（上巻）賃貸借の法律関係・所有と経営の分離
『賃貸営業』編（下巻）リーシング・マネジメント
『管理・運営』編（上巻）ビルマネジメント・メンテナンス
『管理・運営』編（下巻）ビルディング・ファシリティースクーリング（3日間・12時間）テキスト及びレジュメ添削指導

3. 受講者となるための要件

(この講座を受講するために必要とされている条件など)

- ①受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準：なし
- ②受講するに当たって必要な実務経験等：なし
- ③その他：なし

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1)資格取得状況：平成17年度（平成17年9月25日）に実施されたビル経営管理士試験の合格者の状況

- ①平成17年度（平成17年6月～18年4月）受講申込者総数 256人
- ②①の申込者のうち受講を修了した者の数 161人
- ③②のうちビル経営管理士試験の受験者数 37人
- ④受験率（③／②） 23.0%
- ⑤③のうち合格者数 29人
- ⑥合格率（⑤／③） 18.0%

(2)就職状況：1. で記載した就職に有利となる職種・職務への就職状況

- ①平成16年度（平成16年6月～17年4月）の申込者の総数 273人
- ②①の申込者のうち受講を修了した者の数 169人
- ③②のうち受講開始時の離職者数 1人
- ④③のうち受講中及び受講修了後3カ月以内に就職した者 0人
- ⑤③のうち受講修了後4～6カ月以内に就職した者 0人
- ⑥③のうち受講修了後7～12カ月以内に就職した者 0人
- ⑦就職率（（④+⑤+⑥）／③）0%

(3)就職している者における職場内での処遇改善等の状況、その他具体的な実績など

・ビル経営管理に必要な技能・知識の修得により、職場において昇進や能力手当・資格手当の付与がなされた者がいる。また受講修了後、ビル管理受託会社を設立し、独立開業した者もいる。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1. に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法

- ①全科目の添削問題を全て提出受け、添削・採点を行い、弱点等を指導し理解を促す。
- ②提出状況についてはセンターホームページに掲載する。

- ③スクーリングの実施場所、時期、期間日、回数：
東京、平成19年9月、1回（連続3日間8～10講義の予定）

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

修了認定基準は、次の①～③の基準を満たしていること。

- ①3日間のスクーリングに出席して受講すること（やむを得ない理由により出席できない場合、録音媒体による代替受講も可能）
- ②全科目の添削問題を全て提出し、指導を受けていること
- ③添削問題で各科目6割以上の得点であること

7. 受講中または修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法

テキスト、添削問題に関する質問に対しては、個別に回答・指導する。スクーリングで最新情報等の提供や学科内容の解説補足の講演を行う

(2)受講中または修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制

- ①センター機関紙の無料配布による業界情報の配信、センター主催セミナーの参加費割引による参加奨励をしている。
- ②受講修了者は受講修了後2年度以内に行われるビル経営管理士試験において試験の一部免除を受けることができる。
- ③受講修了者は「ビル経営管理士」の登録要件が緩和されることで、資格取得のバックアップがなされている。
- ④受講修了者には、センター資格として「ビル経営管理主任」の称号を付与している。

8. その他の事項

設置者名及び代表者名：財団法人日本ビルディング経営センター

理事長 河原崎守彦

住所及び連絡先：〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目6番1号

TEL. 03-3211-6771

施設名称及び施設長名：（上記「設置者名及び代表者名」に同じ）

教育訓練経費支払方法：一括払

教育訓練給付金の対象となる経費 126,000円 受講料（税込額）

教育訓練給付金の対象外となる経費：スクーリング参加に伴う交通費・宿泊費及び特別研究セミナー参加費

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学金及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費用等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、当該入学金及び受講料の額から当該還元等に係る額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。
なお、当該教育訓練経費に係る領収書またはクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の実質的な還元が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、当施設が受講者に発行する、当該還元額が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用等を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
- (4) 教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため、本人以外の者が受講し、または修了試験等を受験等した場合には、教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

平成19年度 ビル経営管理士試験案内

資格

試験合格後、登録することにより「ビル経営管理士® (Certified Building Administrator : 略称CBA)」の称号を付与します。

この資格は、不動産特定共同事業法の「業務管理者」、不動産投資顧問業登録規程に基づく不動産投資顧問業者として国土交通大臣の登録を受けることができる人的要件として位置づけられます。

- 試験日：平成19年12月9日(日曜日)
(※平成19年度以降、毎年12月上旬の日曜日を予定)
- 受験資格：受験資格はありません。どなたでも受験できます。
- 出題形式：①企画・立案、②賃貸営業、③管理・運営の3科目について、それぞれ択一式、用語選択式、及び3科目分を一括した記述式問題。

試験時間と配点は次の通りです。

試験時限(出題分野)	試験時間	配点
1時限(企画・立案)	60分	90点
2時限(賃貸営業)	60分	90点
3時限(管理・運営)	60分	90点
4時限(総合記述)	60分	30点
合計	4時間	300点

※本講座修了者は、4時限(総合記述)の試験を免除し、一律30点が加点されます。

- 受験受付期間：平成19年10月1日~10月31日
- 受験料：31,500円(税込み)
- 登録手数料：21,000円(税込み)

財団法人日本ビルディング経営センターのご紹介

■設立目的：ビル経営管理に携わる人々の教育、ビル経営管理に関する調査、研究及び指導

■所管：国土交通省 総合政策局不動産業課・住宅局建築指導課

ビル経営管理士®登録証明事業(ビル経営管理士試験・登録)国土交通大臣登録第1号

不動産特定共同事業法施行規則第17条第1項第3号に定める登録事業です。

◇資格名称：ビル経営管理士 [Certified Building Administrator : 略称CBA] (5年ごとに更新登録)

特別研究セミナー

ビルに経営管理業務に役立つセミナーとして、時宜に適したテーマで「特別研究セミナー」を月1回程度開催しています。

(最近実施した特別研究セミナーのテーマ例)

- 基礎知識から法律実務まで/最新：プロパティマネジメント法律教室
- 不動産証券化セミナー/だれでもわかる不動産証券化
- 共益費の分析手法とコストコントロールの実務
- ビル経営をめぐる「法的リスク」の賢い管理
- 投資家・AMから求められるプロパティマネジメント

その他

日本ビル経営管理士会の運営、機関誌『いしずえ』の発刊、ビル経営FAX通信等

※ビル経営管理士®は、(財)日本ビルディング経営センターの登録商標です。



財団法人 日本ビルディング経営センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル8階837E

TEL.03-3211-6771(代) FAX.03-3211-6772

センターホームページ<http://www.bmi.or.jp/>センターEメールinfo@bmi.or.jp

※資料のご請求は、FAX、センターホームページでも受け付けております。